

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.4)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
1	訪問介護（第1号訪問事業）	その他	ワクチン接種について	旭川市でも5月中旬以降65歳以上の方を対象にワクチン接種が始まる予定ですが、介護保険サービスを利用して通院等を行っている利用者が、ワクチン接種のために訪問介護を利用した場合は、介護保険サービスの対象となりますか。	厚生労働省発出の「新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）（介護保険最新情報vol.963掲載）」の間6を参照してください。（指導監査課のホームページで参照できます。）
2	（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護	報酬	栄養管理体制加算	介護給付算定に係る体制等状況一覧表に項目がないが、届出を出さずに算定してもよいか。	届出は必要ありません。
3	（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護	報酬	栄養管理体制加算	「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を記録する様式はありますか。	所定の様式はありませんので、任意の様式で記録してください。
4	（介護予防） 認知症対応型 共同生活介護	報酬	栄養管理体制加算	算定に際し、管理栄養士の資格証の保管は必要か。	資格証の写しを保管願います。

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.4)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
5	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	報酬	入浴介助加算 (Ⅱ)	<p>認知症対応型通所介護における入浴介護加算(Ⅱ)は、「自宅での入浴を家族の介助によりできるようになる」ではなく、「通所介護で入浴ができた」ではだめなのでしょうか。</p> <p>どのような計画を立てれば、認知症対応型通所介護で入浴介助加算(Ⅱ)を取得することができるのでしょうか。</p>	<p>利用者宅に浴室がない場合(通所介護事業所において入浴介助が必要な場合やサービス付き高齢者向け住宅に入居中のため自室に浴室がないケース等)は、入浴介助加算(Ⅱ)を算定できません。</p> <p>—利用者の身体状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、当該計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことが求められます。</p> <p>—旭州市作成の介護報酬改定Q&A(vol.3)No.3～No.11に当該加算に関する記載がありますので御参照ください。</p> <p>令和3年度報酬改定Q&A (Vol.8) 問1を参照してください。</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.4)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
6	居宅介護支援	基準	サービス担当者会議	サービス担当者会議をオンライン形式（テレビ電話等）で行ってもよいか。	<p>サービス担当者会議をテレビ電話装置等で行っていただいても構いません。ただし、参加者が参加可能であることが前提であるので、御注意ください。</p> <p>例えば、特定の事業者は電子機器等が整備できないことから、当初から参加不可というのは適切ではありません。</p> <p>また、留意事項通知には、テレビ電話装置等の活用について、参加する利用者又はその家族の同意を得ることとなっております。</p> <p>なお、その際は厚生労働省作成の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する必要があり、同ガイダンスに「サービス担当者会議等において利用者又は家族の個人情報を使用する場合は、利用者及び家族から文書による同意を得ておく必要があること」とされておりますので、文書による同意が必要です。</p> <p>※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について第2の3、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関するQ&AのQ3-1を御確認ください。</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.4)

No.	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問内容	回 答
7	居宅介護支援	基準	説明・同意	<p>前6ヶ月に作成したケアプランにおける利用割合を重要事項説明書に別紙作成する事となっており、次のケアプランの見直し時に説明するのが望ましいこととされているが、介護報酬変更も載せて同時に説明署名をもらいたいと思うが、いかがか。</p> <p>また、契約等に元々報酬単価を記載していない場合は、改めて介護報酬変更の書類作成は行わなくてもよいか。</p>	<p>令和3年度介護報酬改定に関するQ&A VOL3の問112で示された内容は、「前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービスの総数のうち訪問介護等が、それぞれ位置付けられた割合等を説明すること」に関する事項であり、重要事項説明書の変更に関する説明時期を示すものではありません。</p> <p>重要事項説明書については、変更時に速やかに説明・同意を得ることとなっていることから、重要事項説明書（別紙も含む）を変更した場合は速やかに説明・同意得ることが必要です。</p> <p>従って、重要事項説明書に介護報酬が記載されている場合は、次のケアプラン変更時では、利用者によっては、相当な期間経過することが予想されるので、速やかに説明・同意を得るようにしてください。</p>
8	居宅介護支援	基準	運営規程	<p>運営規程に虐待防止の規定を追加する必要があるが、変更の際に変更届の提出は必要か。</p>	<p>変更届の提出は必要です。</p>
9	居宅介護支援	その他	その他	<p>虐待防止の規定について、別紙書類等を作成した場合、指導監査課にて確認等を行って頂けることは可能でしょうか。</p>	<p>指導監査課では、個別に重要事項説明書等の確認等は行っておりません。各事業所において、法令等を参考に作成をお願いします。</p>
10	居宅介護支援	基準	前6ヵ月間に作成されたサービスの割合の説明について	<p>令和3年度介護報酬改定におけるQ&A (Vol.1)1ページの③の回答について「重要事項説明書”等”の書面とあるが、重要事項説明書以外の文書で交付して説明を行うということで良いか？</p>	<p>お見込みのとおり</p>

令和3年度介護報酬改定におけるQ&A(vol.4)

No.	サービス種別	報酬・基準	区分	質問内容	回答
11	居宅介護支援	基準	前6ヵ月間に作成されたサービスの割合の説明について	重要事項説明書以外の文書で交付と説明をすることが可能であった場合、厚労省Q&A (Vol.3)の間111で、重要事項説明書に「第〇条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙のとおりである。」という文言を追加し、重要事項説明書に再度署名、印鑑を頂く必要があるか。それとも重要事項説明書に追記または文書を添付する形でも可能か。	どちらでも可能ですが、必ず重要事項説明書の変更箇所や追記箇所についての文書を交付し、口頭での説明を行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ることが必要です。
12	居宅介護支援	基準	運営規程	居宅介護支援事業所の運営規定に「事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）につき文書を交付して説明を行う」旨を加える必要があるか	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」に「利用者に十分説明を行うこと、利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。」とあることから、運営規程に加える必要はありませんが、事業所の判断において運営規程に加えることを妨げるものではありません。 なお、説明については、重要事項説明所等の書面に必要な内容を盛り込み、説明を行うことが適切であると考えます。
13	居宅介護支援	基準	運営規程	上記の回答が「運営規程に記載する必要がある」場合、運営規程の改定日は令和3年4月1日としなければならないのか。	運営規程に加えた場合は、実際の改定日となります。